

厚岸町規則第11号

単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月18日

厚岸町長 若狭 靖

単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

単身赴任手当支給規則（平成2年厚岸町規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚岸町職員単身赴任手当支給規則

第1条中「昭和26年条例第1号」を「昭和26年厚岸町条例第1号」に改める。

第2条第4号中「属する」を「係る」に改める。

第4条第3項第2号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第4号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第5号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第6号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第7号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同項第8号中「以上」を「以上2,000キロメートル未満」に、「45,000円」を「48,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(10) 2,500キロメートル以上 58,000円

第7条中「町長が定める様式の単身赴任届」を「単身赴任届（別記様式）」に改める。

第8条第3項を削る。

附則の次に次の別記様式を加える。

別記様式（第7条関係）

単 身 赴 任 届

年 月 日提出

(任命権者) 様		届出の理由	
所 属		☐ 1 新規	
職員番号		☐ 2 異動	
職 名		☐ 3 転居 (☐ 本人 ☐ 配偶者)	
氏 名	印	☐ 4 その他 ()	
厚岸町職員単身赴任手当支給規則第7条の規定により、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。		上記理由の発生年月日 年 月 日	
1 異動直前の住居状況等			
異動発令年月日	年 月 日		
本人の住居			
同 居 者	☐ 配偶者 ☐ 子 (生年月日) ☐ 子 (生年月日) ☐ 子 (生年月日) ☐ 子 (生年月日)		
2 現在の居住状況等			
配偶者と別居した年月日	年 月 日		
配偶者と別居した事情			
本人の住居			
本人の住居における同居者	☐ 子 (生年月日) ☐ 子 (生年月日) ☐ 子 (生年月日) ☐ 子 (生年月日) ☐ その他 (続柄) ☐ その他 (続柄) ☐ その他 (続柄) ☐ その他 (続柄)		
配偶者の住居			
異動の直前の住居から勤務地までの通勤経路及び方法	別紙を添付すること。		
配偶者の住居から勤務地までの通勤経路及び方法	別紙を添付すること。		
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法	別紙を添付すること。		
3 確認及び決定 (担当係で記載)			
支給の始期・終期	単身赴任手当額	円	
年 月	加 算 額	円	

